

尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業施行条例を廃止する条例
をここに公布する。

令和 6 年 3 月 27 日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第 17 号

尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業施行条例を廢止する条例

尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業施行条例（平成3年小牧市条例第10号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に廃止前の尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業施行条例第24条の規定による清算金の徴収又は交付の通知がされた場合における同条例第25条の規定による清算金の分割徴収又は分割交付及び同条例第26条の規定による延滞金の徴収等については、なお従前の例による。